平成２７年（フ）第６６３号
川崎市高津区千年1254番地　岩間ベルノハイツ　202
債務者　鈴木まゆみ
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第７号
川崎市麻生区虹ケ丘２丁目２番15―501号
債務者　佐藤　秋夫
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
川崎市高津区坂戸３丁目５番14号
債務者　本間　修一
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３９号
川崎市幸区戸手本町２丁目181番地　ＳＫハイム　101
債務者　大村宗大こと　田　　宗大　ＣＨＯＮ　ＣＨＯＮＧＤＥ
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４２号
川崎市多摩区宿河原３丁目７番１―102号
債務者　新宮　順子
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第７４号
川崎市麻生区王禅寺東６丁目２番14号　第１松本荘　１号
債務者　佐藤　俊幸
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
山口市平井294番地　コーポラスやまのいＡ―105
債務者　築地　帝陽
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４５１号
神奈川県川崎市多摩区菅３丁目５－３　多摩ロイヤルハイツ　Ａ―205
債務者　布施　未来
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４５４号
東京都練馬区豊玉北５丁目22―11　第三足立ビル３階
債務者　大森千惠男
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４８９号
東京都足立区伊興３丁目21―９―201
債務者　能登谷　潤
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４９８号
東京都台東区東上野４丁目４－９―1202
債務者　松村　友人
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５００号
東京都練馬区大泉町１丁目６－５―408
債務者　長水　直子
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５０１号
東京都練馬区大泉町３丁目26―14　グリーンビレッジ大泉Ｃ棟102
債務者　小笠原千早（旧姓山倉）
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１５５７号
横浜市栄区公田町740番地　１棟302号（前住所）
債務者　石井　留美
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３５号
神奈川県鎌倉市坂ノ下29―10―110号室、住民票上の住所横浜市戸塚区戸塚町2154番地38
債務者　森　　清一
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３１７号
横浜市戸塚区平戸５丁目27番３―202号
債務者　堀　　正人
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部